

令和5年度 第5回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年3月15日(金) 午後3時30分~4時20分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	古賀、橋口、三島、宮川、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、田中、土居、中川
使用者代表委員	河野、酒匂、中原、野口、久富
事務局	坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今より、第5回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、前回の第4回本審以降に委員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

労働者代表委員の土居委員です。

【土居委員】

この度、前任の今村から引き継ぎまして、宮崎トヨタグループ労働組合の土居と申します。しっかりと務めて参りたいと考えておりますので、今後とも皆様よろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

本日は、15名全員の委員の皆様に出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

今回の議事録の確認は、鎌田委員と河野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両氏 了承)

当審議会の開催について2月29日から3月8日まで傍聴希望に関する公示を行いましたが、申込みはございませんでした。また、本日、事務局の補助として後ろに1名が着席しておりますことをご報告いたします。

それでは、これからの議事については、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【橋口会長】

皆様どうもお久しぶりでございます。季節柄暑いのか寒いのかわからず、花粉症の影響もありますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、会次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議題1の「令和5年度特定最低賃金の改正について」、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

まず、資料3頁の資料2をご覧ください。

「令和5年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況」です。

令和5年度の特定最低賃金につきましては、8月3日の第2回本審で改正の必要性の有無について諮問をいたしました。

8月16及び18日の検討小委員会と28日の第4回本審でご審議いただき、「自動車新車小売業」について改正の必要性有りとする答申をいただきました。

答申を受けまして、直ちに特定最低賃金の金額改正について諮問をさせていただきました。

そして、自動車専門部会を10月に2回開催し、全会一致で結審しましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会の結論をもって答申を行いました。この場合、専門部会の審議結果を本審で説明することとなっていますので、今回ご報告いたします。

5頁の資料3をご覧ください。

自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の報告書です。

審議の結果、6頁の別紙1の4のとおり、前年度の890円から37円引き上げて時間額927円に改正するとの結論に至りました。

7頁の別紙2は専門部会委員の名簿です。部会長には三島委員、部会長代理には古賀委員が選出されました。

8頁の別紙3は、審議経過の概要です。10月12日に第1回、10月19日に第2回の専門部会を開催し、全会一致で結審し、同日付けで局長あてに答申いたしました。答申後に審議会の意見要旨を公示しましたが、異議申出はなく、官報公示の手続きを経て、令和5年12月20日から発効することとなりました。

委員の皆様のご理解とご協力により年内発効に至りましたことに感謝申し上げます。

また、9頁の資料4は宮崎県の年次別最低賃金一覧、11頁からは各県の地域別最低賃金額、13頁から19頁は九州各県の特定最低賃金や宮崎県で設定されている4つの特定最低賃金の全国の改定状況を記載しています。

少し飛びまして、資料39頁以降の資料14は宮崎局独自の最賃リーフレットや新聞記事、報道されたテレビのニュースを掲載していますので後でご確認ください。説明は以上です。

【橋口会長】

ただ今の説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いします。

（意見なし）

【橋口会長】

次に議題2の「令和6年度特定最低賃金の改正に係る意向表明について」、事務局から説明をお願いします。

【室長補佐】

特定最低賃金の改正にかかる意向表明についてご説明いたします。

資料21頁の資料6をご覧ください。

特定最低賃金の改正の申出を行う業種につきましては、概ね前年度末を目途に、「その意向の有無を審議会において労使に確認すること」としております。

また、その際に、「労働局長に対し申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対し報告を行うこと」としております。

今回、令和6年2月15日に、連合宮崎から、「2024年度特定（産業別）最低賃金の改正について」の提出がございました。

これによりますと、

自動車(新車)小売業につきましては、自動車総連宮崎地方協議会から、

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、電機連合宮崎地域懇談会から、

各種商品小売業につきましては、宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議から、

部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業につきましては、日本食品関連産業労働組合総連合会宮崎地区協議会から、

それぞれ、「金額改正の申出を行うこと」、提出時期は「2024年7月中旬」に予定しているとの意向表明がなされておりますので、ご報告いたします。

次に23頁の資料7は、令和5年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数となっております。特定最賃の改正の申し出の要件には、同種の基幹的労働者の3分の1以上というような要件がございますが、その際に使用される数字となっております。毎年第1回の本審で最低賃金決定要覧を配付しておりますが、令和6年度版の最低賃金決定要覧には23頁の表の真ん中の「適用労働者数」の1の位を四捨五入した数が掲載されることとなります。

この数値は経済センサスの結果を基本とし、昨年度の数字から、その後に各種情報で把握した廃止や新設、その他の増減数を加減し、さらに令和5年基礎調査結果により確認した適用労働者に対する特定最賃の適用除外者の割合から算出された適用除外者数を減じた数値となっております。

次に25頁の資料8をご覧ください。

日本標準産業分類が令和6年4月1日から改定されることとなっております。改定のポイントとしては、従来の各種商品小売業は「百貨店、総合スーパー」と「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」であったものに、コンビニやドラッグストア、ホームセンター等が含まれたことです。

現在、宮崎県においても特定最賃として「各種商品小売業」がありますが、申し出に当たっては現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しなければ、従来と同じ手続きで可能となっております。

なお、適用対象業種の範囲に変更が生じれば「新設」となりますので、申出の要件も異なることとなります。説明は以上です。

【橋口会長】

労働者代表委員から補足説明などありましたらお願いします。

【中川委員】

特にありません。よろしくお願いいたします。

【橋口会長】

ただいま、事務局から意向表明について説明をいただきましたが、これにつきまして、ご質問やご意見等がございましたら発言をお願いします。

(意見なし)

【橋口会長】

特定最低賃金は、改正の必要性の有無や改正額の決定について、労使の合意を基本としていますので、今後、関係労使の意思疎通が十分図られるように、改めてお願いします。

【橋口会長】

次に、議題3の实地視察について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」と定められており、その手法の一つとして事業場の实地視察があり、審議会が必要と判断した場合に実施するとの位置づけとなっています。

これまで宮崎局で实地視察は実施していません。令和4年2月に实地視察の実施について委員の皆様アンケートを実施し、その結果を踏まえて審議していただきましたが、各委員の発言では意見が分かれており、引き続き検討することとし、令和4年度及び令和5年度については実施しないとの事務局提案を審議会です承いただいております。

審議において労働者及び使用者の意見を踏まえて判断することは重要と考えますが、委員の皆様の意見も分かれており、また、審議に活かすための事業場又は業種の提案が事務局としては困難と感じています。

現状、審議においては、労働者代表委員並びに使用者代表委員が日々の業務や活動を通じて労使が置かれている状況を十分把握した上で臨まれていると思われれます。

それでもなお口頭や資料では現場の状況等を伝えきれない場合、必要に応じて实地視察を実施するものと考えています。したがって、实地視察を行うか否かの判断については、労働者代表委員であれば公益代表委員及び使用者代表委員など、他の委員に対して自らの意見を補完するために实地視察が必要な業種または事業場名を挙げ、その理由を含めて具体的な提案をしていただき、審議会での実施の可否を審議・判断するというのが本来の進め方であると考えます。

实地視察に関する継続的な議論は必要と考えますので、年度当初と年度末の議題とする点については踏襲し、その具体的な審議の進め方について、今般、「宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程(案)」を策定し、今後はこの規定に沿った運営を行うことについてご提案した次第です。事務局としては、この規定により実施の可否を判断するための審議が活性化するのではないかと考えております。

規程の詳細につきましては資料27頁の資料9をご覧ください。委員の皆様には昨年12月にメールでもご提案させていただいておりますので、簡単にポイントだけを説明いたします。

まず、第1条は実施目的を記載したものです。第2条では実施時期について6月1日から7月31日としています。これは最低賃金の改定額の本格的な審議が始まる前に实地視察を行うことを想定したものです。

次に第3条において申出を必要とすることを規定しています。申出には資料29頁の様式第1号の申出書を使用して希望する事業場や理由などを記載し、2月20日までに提出していただく

こととしております。申出時期については、例年3月に開催する年度最後の審議会で審議するために、この時期にしたものです。第4条では期限までに申出がなければ次年度は実施しないことを規定しております。

第5条は事業場の選定について規定し、実施することとなった場合には労使双方から視察を実施する事業場の推薦をお願いするものとしています。労使双方から推薦をお願いしているのは、先ほどお話しした実地視察の目的が「自らの意見を補完する」ことを考えると、実施する場合は何れか一方ではなく、労使双方が推薦する事業場を視察する必要があるのではと考えたものですが、例えば推薦は労側のみであったため、視察は労側推薦の1社のみ実施ということも在り得ると考えています。

また、ここで1社と限定した形となっておりますが、複数を見てほしいという提案もあり得ると考えており、その場合は、表現として、原則として労使双方から1社を推薦する等を変える必要があるのかなと思っていますので、この点についてもご意見をいただきたいと考えております。

第6条には視察人員を規定しておりますが、過去のアンケートなどにおいても大人数で訪問すると受け入れ側の負担も大きいのでは、との意見を踏まえて人数を絞ったものであり、事務局としては専門部会委員各側3名のうち2名程度を想定しております。

第7条の視察項目は厚生労働省が示した最低賃金関係事務取扱手引に記載された項目であり、この点については受入れ事業場の負担を考慮して項目を少なくするなどの調整は可能かと考えています。

28頁の第8条はやむを得ず視察を実施できない場合における代替措置として事務局が実施することを可能としていますが、実地視察の目的はあくまでも委員自らが現場を見るのが目的ですので、この規程は真にやむを得ない場合に限るものと考えています。

なお、第8条の3行目の後段で「変える」の字が誤っていますので、後で修正させていただきたいと思います。

第9条は視察内容の詳細については非公開とするものです。実施事業場が特定されることが無いよう、視察の要旨のみの公開を考えております。

説明は以上となりますが、仮にこの規定にご了承いただけた場合、令和7年度に向けて運用することとし、令和6年度については、先ほどご説明したとおり、審議に活かすための事業場又は業種の選定が事務局としては困難であるため、実地視察を実施しないとの審議計画を事務局として提案させていただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【橋口会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

【橋口会長】

第11条の附則の施行日は、今日になりますか。

【賃金室長】

もし、今日、ここで中身が確定すれば、本日からの施行となります。また、本日決まらなければ、来年度に本日もいただいた意見を踏まえて提案したいと思います。

全国的にこのような規程を設けているところがなく、手探り作成したので、不備があるかもしれませんので、是非ご意見をいただければと思います。

ここで決まらなくても、第1回本審で改定案を示しても十分間に合うと思います。

【河野委員】

事業場視察の話を出したのが私なものですから、事務局の方にご苦勞をお掛けしました。こういった規程を作っていただいて非常にありがたいと思っております。

今後はスムーズにいくと思います。

室長が言われたとおり、ガチガチの規定ではなく、いろんな場面で、原則としてという表現を入れていただいた方が、後々何かあったときに、臨機応変な対応ができるのではないかなと思いますので、第6条には「原則として」と入っていますが、第5条にも「原則として」を入れた方がいいのかなと思います。

第8条も、「真にやむを得ない場合には」とか「原則として」とかを入れておいた方がいいのではないかなと思います。

【橋口会長】

今の提案は、第5条の下段の「具体的な選定については」の後に、「原則として」と入れる趣旨でいいですか。

【河野委員】

はい。

【橋口会長】

次に、おっしゃっていたのは、

【河野委員】

第8条の「視察実施が困難な場合は、審議会の要請に基づき、事務局が現地に出向く又は電話で照会するなど」とありますので、ここは、さらっと読むと、事務局にお願いして行ってくれという話になるかなと思うので、「真にやむを得ない場合は、」とかを付けていた方がいいのかなと思います。

【橋口会長】

その場合は、どこにつけますか。

【河野委員】

それは、事務局にお任せします。

【賃金室長】

それでは、「困難な場合など、真にやむを得ないときは」とかでしょうか。

【橋口会長】

そうですね。「困難な場合など、真にやむを得ないときには」とかでしょうか。

【酒匂委員】

すみません。中身そのもので、よくわからないので教えていただきたいのですが、第3条で委

員が視察を希望する事業場を申し出るので、それを受けて第4条で、この場で審議するとあるのですが、この場合の第5条との関係なんですけど、「理解を得られる事業場とし、具体的な選定については労使双方から1社推薦し、」とあるのはどういうことなのでしょう。この推薦するところが、第3条、第4条で選ぶということになるのか。

【賃金室長】

まず、第3条、第4条でやるかやらないかを決めて、やるとなったら第5条でそれぞれ1社を推薦して、どこに行きましょうかというイメージです。

【酒匂委員】

そうすると、事業場名又は業種として具体的な申し出をするんですけど、

【賃金室長】

この会社を見てほしいという場合もありますし、何とか業を見てほしいというケースもあるのかな。

例えば、それぞれで、この会社を見てほしいと特定の会社があれば、そこを推薦していただいて、また、個別の会社はないけど、ディーラーを見てほしいということであれば、ディーラーの中から事務局と相談して設定するとかそういうやり方を考えています。

【酒匂委員】

業種として希望して、具体的な事業場名がない場合に、第5条で選んで出していくということでもいいんですか。第3条で具体的な事業場名が出たら、そのまま第4条で判断するということですか。

【賃金室長】

労働者側からディーラーを見てほしい時に、申出書で、自動車産業やディーラーと書く時に、イメージでは、それぞれから1社出してもらう。また、1社推薦するときに、事務局と調整してどこにしましょうかと相談しながら決めるというイメージもありますし、この会社に行ってほしいというイメージもあるかなと思います。

使用者側からは、推薦せず、1社だけでいいよというパターンもあると思います。

要は、労働者側の片方だけを見るのではなくて、それを見るなら、使用者側も見てほしいというパターンもあるのかなと思いますので、労使双方から推薦するということを想定しています。表現が分かりづらく申し訳ありません。

【鎌田委員】

第3条の(1)で、希望する事業場名と書いてあるから、これだけ見ると、社名というか、それを言うことになって、そこで社名は置いて、視察しましょうねとなってから、その後で第5条として、それぞれ1社推薦というに表現なっているから、少しこんがらがっているのかもしれないね。

文書だけ読んでみると、第3条の(1)で事業場名を出してねみたいになっている。

【賃金室長】

申出をする時に、この会社を見てほしいというパターンと、この業種を見てほしいというパターンと2つあるのかなと思っています。

【橋口会長】

だから、「又は」と書いているわけですね。

【鎌田委員】

我々は理解しています。

【河野委員】

業種を先にして「業種又は事業場名」としてはどうか。事業場名を先に考えてしまいますから。

【賃金室長】

業種という、どの会社に行くか決まっていなと思うのですが、たぶん申出される時には、ここを見てほしいというのは決まっているのかなと思います。

だから、まず、事業場名を持ってきたのですが、その場合に、ここ見てほしいけど、どこがわからないから、事務局と相談しながら調整というイメージも持っています。

【河野委員】

了解です。

【賃金室長】

見てもらいたいと申出する時には、ここを見てほしいというイメージを持った上で出されるのだろうなと思っていますので、まずは、事業場名と書かせていただいています。

【橋口会長】

一度もやっていないことを、やろうとして決めようとしている規程ですから、若干、まだ分らんなどということもあると思う。

【賃金室長】

今後、やっていくうちに、どんどん変えていく必要があると思っています。

【橋口会長】

資料の説明の中で、触れられていなかったかなと思うのですが、特賃も地賃も含めての前提ですね。

【賃金室長】

はい。そうです。

【橋口会長】

特に、特賃の場合は、労使のイニシアティブが大事になるということになるので、もちろん県最賃にも適用されるけど、どういうところに行くかというのは、いろいろ決め方があると思いま

す。

たぶん事務局がいろいろ調べて出してくるみたいなのも、イメージがあったのだけれども、この形は自然だと思う。労使双方からこういうところを見てほしいというのはね。

そういう点では、いいと思いますので、否定するものは、私はないと思うんですけど、実際にはやってみないと分からないところもあるし、改定の必要があれば、文章表現を含めて変えていく必要はあるのかなと思います。

【賃金室長】

規程の表現は変えた方がよろしいでしょうか。

【酒匂委員】

第3条で誰かが申し出たら、第4条ではやるかやらないかだけを決めると、審議すると、具体的にどこに行くかは、第5条でお互い持ち寄って調整するというふうに読めばいいのですか。

【賃金室長】

はい。そうです。

もし、第4条で審議してやらないとなったら、第5条はないということになります。

【酒匂委員】

どこに行くかは正確に決めずにやりましょうと、その業種でやりましょうと、じゃあ具体的にいくところを、お互いに出し合わないといけないから、調整ということでもいいですかねということまで詰めて、あくまで実施の判断だけを行うということですか。

【賃金室長】

第5条の頭に、第4条に基づき実施が決まった場合にはという文言を入れましょうか。

【酒匂委員】

今の説明で分かったので、そういう段取りだなと分かりましたが、ただ、希望して申し出た方が希望と違うところとか、それだけでやりましょうとなるのかどうかというのがわからなかったものですから。

【賃金室長】

申出があった時に、それを踏まえてやるか、やらないかという審議で、やらないという結論が出る可能性はあると考えています。

【橋口会長】

申出書の様式がありますけれども、どういう内容で出てくるか次第だと思います。

【賃金室長】

第4条で実施の判断でやるとなった時に、第5条で具体的な設定に入ることになるので、第5条の頭に第4条に基づき実施が決まった場合という文言を入れさせてもらおうかと思います。

【橋口会長】

第5条に入れるということですね。その方が分かりやすいかもしれませんね。

【中原委員】

第7条の視察の項目が限定的に、「以下の項目について実地調査を行う」となっていますので、これを視察先に、それぞれフルスペックで資料をお出しいただいて、お話聞いてとなると、現実的には1時間とか2時間とかになってしまうのかなという気がしております。ここをもう少し融通が利くように、例えば、「事業場視察に当たっては、概ね」とかですね。そういった文言を入れていただくと、すべて7項目を視察するというよりも、5つでいいよとか、事業場さんの時間の都合とかあると思いますので、弾力的に運用できるようにした方がいいと思います。

【賃金室長】

例えば、「以下のうち、必要な項目について実地調査を行う」とするという感じですかね。

【中原委員】

そうですね。そうしてもいいのではないかと思います。

【賃金室長】

あまり増やすつもりはありません。これも手引きにあった項目を列挙しているだけなので、当然、どんどん落としても構わないと思います。
生の声を聴くのが一番重要だと考えています。

【野口委員】

確認ですけど、手引きは「ねばならない」ではないですね。

【賃金室長】

はい。参考として列挙しているだけです。削っても問題ありません。

【橋口会長】

今のところは、どう変えますか。

【賃金室長】

第7条の「事業場視察に当たっては、以下のうち必要な項目について実地調査を行うこととする。」と変更します。
これ以外の項目をどうするかというのはありますが。

【古賀委員】

その点は、(7)に「その他参考事項」がありますので、大丈夫だと思います。

【橋口会長】

みんなで作り上げているという感じがしますね。

【古賀委員】

根本から議論を覆すつもりはないので、今回はいいんですけど、視察で生の声を聴くということは重要だとは思ったんですけども、実際には、行くと担当の方が説明していただくことになると思います。そういったことを考えると、第1回の本審とか、そういったところにお呼びしてお話を聴くということでも足りるのではないかとこのところ、視察という生の声を聴くというのはイメージとして分かるんですけど、実際には担当者一人二人から話を聴くだけであれば、こういった場に呼んで、質疑等をするのもいいのではないかと思うのですが。

【賃金室長】

他局の事例では、働いている方から直接話を聴くとかもやっているケースもあるので、なかなか来れない方から現場で話を聴いて、それをまとめているというケースもあります。

【古賀委員】

なるほど。それでは、今後の難しい場合の一つのオプションになればと思います。

【賃金室長】

柔軟な対応はしていきたいと考えています。

【中川委員】

労側の方の5名に関しては、事務局から案がきた時点で共有させていただいて、視察運営の規程を作るということに関しては、賛成ということになっています。

今日話がでたように、柔軟性をもってやっていただきたい。よく最低賃金の審議会の前に、事業場視察の話が事務局から出るのでですけど、過去も難しいですよねとか。コロナ禍もあって実施していなかったことが、今回、この規程を作ることによって、その時の委員の皆様方で柔軟にいただければいいと思っているところです。

【橋口委員】

この規程自体には、この他はいかがですか。

かなりいろいろ意見をいただきました。

もう一度修正箇所を確認すると、

第5条の冒頭に、「前条で実施するとなった場合」等の文言を追加する。

同じく第5条の4行目の最後のところに、「具体的な選定について」の後に「原則として」を入れる。

第7条の1行目に、「以下のうち必要な項目について」とする。

第8条の2行目の「視察実施が困難な場合など真にやむを得ないときには」を加える。

第8条の最後の「変える」は、「代える」も修正する。

この内容で修正を加えた上での決定ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口委員】

その上で、このとおり当てはめると、今年の視察の実施を確認しておく必要があると思うのですが、その点事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

【賃金室長】

今年の事業場視察の提案が難しいので、令和6年度は実施しないということにして、令和7年度からこの規程に基づいて審議していくという形で、いかがかなと思っています。

【中川委員】

スケジュール的に案がそのように示されていたので、労側はそのように認識しております。

【橋口会長】

どうしても、今年、使側も含めて、実施の希望があれば、議論しますが、令和6年度は、事業場視察は実施しないということによろしいでしょうか。

【橋口会長】

それでは、私の方でまとめますが、実地視察については、事務局提案に基づいて、令和6年度は実施せず、令和7年度は「事業場実地視察運営規程」に基づいて進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

次に、議題4の「参考人聴取」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金の決定により影響を受けることとなる関係者の意向や実情を把握するために、最賃法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」と規定されており、特定最低賃金の意見聴取の実施について令和4年3月に開催した令和3年第5回本審で審議いただき、令和4年度の検討小委員会から関係労使の意見聴取を実施しております。

意見聴取について、令和4年度は金額改正申出に添付された「労働協約金額」が最賃額を上回った2つの産業の関係使用者と4つの産業の関係労働者に対して実施し、令和5年度は関係使用者からの意見陳述は無く、4つの産業の関係労働者から意見聴取を実施しました。

資料の31頁の資料10に令和6年度の意見聴取実施要領(案)をお示ししております。内容は前年を踏襲しておりますが、過去2回の実施を踏まえて、実施に当たってご意見をいただきたいと考えております。また、現時点での意見陳述の予定の有無についても教えていただきますようお願いいたします。説明は以上です。

【橋口会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

【中川委員】

資料 10 で示されておりますけど、今年度と昨年度と 2 回連続でさせていただいており、令和 6 年度は、労側はいろいろな工夫させていただいて、過去 2 回のこととも精査させていただきながら、令和 6 年度も意見聴取を実施ということで取り組ませていただきたいと思います。

【河野委員】

使側については、一昨年が二人、昨年はもう誰も出しておりません。令和 6 年度については、現時点では、誰も意見聴取に出る予定はありません。

意見聴取をやること自体は、何も問題ありません。

【三島委員】

令和 4 年度と令和 5 年度で、それぞれ意見聴取に参加させていただきまして、この機会自体は、大変貴重な機会だと認識している次第です。特に労側の方から資料、意見書の提出もありまして、意見書に関しては大変な時間と労力をかけて提出されているのだろうと思って拝見しているところです。

もし、今後もいろいろな工夫が必要になっていくかなとは思っておりますけど、もし可能でありましたらですが、意見書の提出を事前に出していただいて、それを我々の方で予め拝見させていただいた上で、当日は来られる方については、意見書の補足もそうでしょうけど、それ以外のところでのお話をさせていただくとか、生の声を聞かせていただくとかも、当日の進行上もよろしいのかなと思います。その点検討いただければと思います。

【中川委員】

今年度と昨年度、意見聴取をさせていただきましたので、令和 6 年度に向けては、更なる工夫と、2 年間のことを踏まえて、労側もその業種の方とも会議をしておりますので、会長代理が言っていたことも大変重要なご提起だと思いますので、持ち帰らせていただいて、また、是非その方向で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【鎌田委員】

1 点だけ確認です。お話しいただいたとおりにしよと思うのですが、事前に提出するというのももちろん理解できました。ちょうどお盆が重なるものですから、スケジュール調整が内部的な事情がありますが、後は事前に提出することによって、事前に読んでくださり、当日は読み上げというよりも、それ以外の生の声と補足説明をメインにするという感じですよというご意見だということでご捉えていいですね。

【三島委員】

はい。

【橋口会長】

令和 4 年度で初めて意見聴取を実施し、令和 5 年度で 2 回意見聴取を経験がある中で、部会長していただいた三島委員から意見が出されましたので、実施日時が 8 月 19 日となっておりますが、これは第 1 回の本審後の運営小委員会で確定するという事なので、これは仮の日程としてご理解ください。

その上で、目的にあるように、特定最賃の改正の必要性の有無に関するところで、意見聴取を

行うということで、今回もご理解いただきたいと思います。

それでは、特賃の意見聴取については、これまでの進め方を踏襲する方向とし、検討小委員会において実施することといたします。

【橋口会長】

次に、議題5の「令和6年度審議日程(案)」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料の33頁の資料11と35頁の資料12が事務局からの提案となります。

日程案としては例年どおり、中央最低賃金審議会開催後の7月3日に第1回本審を開催し、目安額答申後の8月1日に第2回の本審、専門部会を開催することとしています。

資料37頁と38頁の資料13は本省が示した「答申要旨の公示日別最短効力発生予定表」です。10月1日発効とする場合、8月5日までに答申する必要があります。

10月1日発効を目指したいところですが、審議日程が厳しくなることから、例年の審議状況を踏まえて答申日を8月9日、異議審が8月27日、発効日を10月5日とするスケジュールとしております。

次に、特定最賃につきましては、地賃の答申から異議審までの間に検討小委員会で改正の必要性の有無について審議していただくこととしています。改正の必要性ありとなった場合、異議審において諮問し、10月に専門部会を開催して金額審議を進めます。

なお、8月19日と21日を検討小委員会の日程としていますが、これは地賃が8月9日に答申されなかった場合、8月13日以降を予備日として設定する必要があることを考慮したものです。

5月になりましたら日程調整を行うこととしておりますので、委員の皆様には日程の確保にご協力をいただきますようお願いいたします。説明は以上です。

【橋口会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

【野口委員】

懸念ではないのですが、昨年の実態をみて、各県の審議会の状況を見ながら、という状況が実態として出てくるのではないかという気がしています。

できるだけ、それに対応できるようにしておいた方がいいと思います。

【賃金室長】

各局の情報を入れながらと思うのですが、8月9日に決まらなかった場合には、13,14,15日であれば、検討小委員会は問題ないかと思いますが、審議は水物ですから、柔軟に対応していきたいなと思っています。

8月13日、14日に答申となると、発行日が10月9日とか10日とかになります。宮崎ではそこまでずれ込んだケースはあまりないと記憶していますので、当然他局の状況をにらみながら、ということにもなるのですけれども、今年はその可能性もあるということで、少し幅を持たせていただいております。

【橋口会長】

その点なんですよ。ここで予備日という形まで、資料 11 の中に盛り込んでおく必要があるのかということになります。

【河野委員】

5 月の日程調整をする中で、予備日も含めたところで、事務局の方で確認していただければいいのではないのでしょうか。

【賃金室長】

過去には、お盆時期を外して日程調整していたのですが、今回はそこも含めて日程調整をさせていただきたいと思っております。

【橋口会長】

ここで予備日を設定することにはなりません、そのことも考慮に入れながら、今後の日程調整はさせてもらうということによろしいでしょうか。

【賃金室長】

次年度第 1 回の本審後の運営小委員会では、予備日も含めた提案をさせていただきたいと思っております。

【鎌田委員】

宮崎のスケジュールを見たら、第 3 回の審議会で採決、答申という形ですが、他県では第 4 回とかも重ねている。宮崎でも 3 年前までは、もう 1 回増やしていたこともあったと思うのですが。

【賃金室長】

4 回実施したケースもあったと思います。

【鎌田委員】

そういうことも含めて、次の第 1 回審議会で調整するということになるということですね。

【橋口会長】

それでは、予定としてはこのような提案でさせていただきたいと思っております。

委員の皆様もお忙しいと思いますが、日程調整にご協力いただきますようお願いいたします。

最後に「その他」委員の皆様から何か議題として取り上げたい事項など、ございませんでしょうか。

あるいは、本日の審議や 1 年間を振り返ってのご意見・ご質問でも結構ですが、なにかありませんでしょうか。

(意見なし)

【橋口会長】

それでは、これで審議を終了することとします。本日は貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

本日の議事録については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。

議事録の確認は冒頭事務局説明のとおり、鎌田委員と河野委員をお願いします。

【橋口会長】

最後に、本年度の審議会の終了に当たり、局長からご発言がございますので、よろしくお願いたします。

【労働局長】

本日は、年度末のお忙しい中、審議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本年度最後の審議会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

さて、今年度の審議会を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、経済活動が活発になりつつある中での審議開始となりましたが、最賃引き上げの目安を示す区分が4つから3つに見直され、7月28日に示された中央最低賃金審議会の答申では、本県の属するCランクが39円という、過去最高の目安金額が示されました。

このような背景の中で、橋口会長はじめ、委員の皆様方には、地域別最低賃金及び自動車新車小売業特定最低賃金について、宮崎県内の雇用・経済状況等を考慮のうえ、県内労働者の生活の維持・向上に配慮した答申を賜りました。そのご尽力に対し、改めて感謝申し上げます。

改定後の最低賃金につきましては、宮崎県内の労働者、事業主、各団体等に対し、業務改善助成金の活用と併せて、幅広く周知・広報に努めてまいりました。地方公共団体に関しては、全市町村で広報誌またはホームページに掲載されたところでございます。

また、宮崎労働局では、最低賃金の履行確保のため、最低賃金法違反が疑われる事業場を選定し、令和6年1月から3月にかけて集中的に監督指導を行っているところでございます。

次に、来年度以降における最低賃金の見通しですが、昨年11月2日に「デフレ脱却のための総合経済政策」が閣議決定され、一昨日(3月13日)には第3回目となる政労使の意見交換が行われ、総理から、要旨、最低賃金の引き上げについて最低賃金審議会ですっかりと議論をいただくこと、目標として2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指すことなどが表明されています。

宮崎県は、中小企業・小規模事業者が大半を占めていることから、きめ細やかな支援や取引適正化等、賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが重要であると考えています。

このため、宮崎労働局としましても、昨年8月28日に締結された「価格転嫁の円滑化に関する協定」の構成機関として、宮崎県、九州経済産業局、九州運輸局、県内経済団体及び連合宮崎と連携のうえ、中小企業・小規模事業者において稼ぐ力を高めるための気運の醸成を図っておりますが、令和6年度におきましても同協定に基づき賃金引き上げの原資の確保に繋がるよう各種助成金等の積極的な活用を呼びかけてまいります。

さらに、3月12日に「みやざき働き方改革推進会議」をいわゆる地方版政労使会議と位置付けて開催し、関係機関と持続的な賃金引き上げに向けた機運の醸成を図ったところでございます。

委員の皆様には、次年度の審議においても大変責任の重いお役目をお願いすることになります

が、引き続きご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝・ご活躍を心よりお祈り申し上げまして、今年度の審議に対する御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【橋口会長】

私からもひと言お礼を申し上げたいと思います。今日も会議の中で貴重かつ率直なご意見を労使双方からいただきました。ありがとうございました。

各委員の皆様には、本年度1年間にわたり、審議会の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございました。

会 長

確認済

労働者側代表委員

確認済

使用者側代表委員

確認済
